

災害時における自家発電設備用燃料及び車両用燃料の優先供給に関する協定書

災害時における自家発電設備用燃料及び車両用燃料の優先供給に関し、北名古屋水道企業団（以下「甲」という。）と株式会社 JA 西春日井エナジー（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲が管轄する地域内で災害が発生し、甲が行う災害時における水道事業の維持運営のため、自家発電設備用燃料及び車両用燃料が必要となった場合に、乙の協力により、甲が自家発電設備用燃料及び車両用燃料の優先供給を受けられるよう必要な事項を定めるものである。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時における水道事業の維持運営のため自家発電設備用燃料及び車両用燃料が必要となったときは、乙に対しこれらを優先して供給（以下「優先供給」という。）するように要請するものとする。

（協力）

第 3 条 乙は、前条の要請があったときは、特別な理由がない限り、自家発電設備用燃料及び車両用燃料の優先供給について協力するものとする。

（運搬）

第 4 条 第 2 条に定める要請の他、必要に応じて甲は乙に対し、その都度協議して甲の指定場所まで、自家発電設備用燃料の運搬を要請することができる。ただし、運搬車両が不足する時はその限りではない。

（指定及び供給場所）

第 5 条 中央配水場（北名古屋市薬師寺山浦 1 番地 1）及び師勝配水場（北名古屋鹿田天井田 16 番地）を指定場所とする。乙が指定場所に運搬できない時は、甲は乙が指定する供給場所に行き、自家発電設備用燃料の提供を受けることとする。本協定締結後直ちに自家発電設備用燃料及び車両用燃料を優先供給できるスタンド等の供給場所を甲に報告しなければならない。

（費用負担）

第 6 条 乙が供給した自家発電設備用燃料及び車両用燃料の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び運搬等の費用は、乙が提供する出荷確認書等に基づき、甲が検収のうえ支払うものとする。

3 自家発電設備用燃料及び車両用燃料の対価は、本協定に基づき優先供給を要請した日の前日までに単価契約していた価格とする。

(協定の有効期限)

第7条 この協定は締結の日から実施し、甲又は乙により文章による別段の意思表示がない場合は、継続するものとする。

(定めのない事項の決定等)

第8条 この協定に定めのない事項若しくは疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 北名古屋市薬師寺山浦1番地1
北名古屋水道企業団
企業長 服 部 正 樹

乙 北名古屋市鹿田西赤土139番地
株式会社 JA 西春日井エナジー
代表取締役 後 藤 眞 次